

米原市チャレンジショップ事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市で起業等を目指す者に対する新たな商業活動のスタートアップを支援するとともに、本市の賑わい創出および米原駅周辺エリアの活性化を図るため、米原市役所本庁舎3階（以下「本庁舎3階」という。）の一部を店舗（以下「チャレンジショップ」という。）として起業等を目指す者に貸し付ける事業（以下「チャレンジショップ事業」という。）を実施することに關し必要な事項を定めるものとする。

(事業の設置、施設等)

第2条 チャレンジショップは、本庁舎3階に設置する。

- 2 チャレンジショップとして貸し出す区域は、米原市障がい者就労施設等が供給する物品の庁舎内における販売等実施要領（以下「障がい者就労施設販売要領」という。）に基づき実施する区域とする。
- 3 チャレンジショップ事業の賃貸料は、無償とする。
- 4 チャレンジショップ事業の運営に係る経費は、全て借主負担とする。ただし、チャレンジショップで使用する電気料金、水道料金および下水道使用料は無償とする。

(開設時間)

第3条 チャレンジショップ事業の開設時間（搬入等の準備、片付け等の時間含む。）は、午前9時00分から午後4時45分までを原則とする。ただし、米原市の休日を定める条例（平成17年米原市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日は、休業日とする。

- 2 障がい者就労施設販売要領に基づき販売等される時間帯、または、本庁舎利用上の都合またはやむを得ない事情がある場合は、開設時間および休業日を変更する。

(対象者)

第4条 チャレンジショップ事業の対象となる者は、満18歳以上の個人または商業・法人登記のある法人であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市で起業を目指す者、本市で創業して3年以内の者、本市で創業している者であって新事業の展開による第二創業を目指す者、または新ブランド・新商品のプロモーションおよびテストマーケティングを行う者
- (2) 主体的にチャレンジショップの店舗運営を行うことができる者
- (3) 創業支援等事業計画に基づき実施しているまいばら経営塾に7割以上出席した者、米原市創業・新事業創出支援事業の補助金交付を受けた者、または米原商工会に加入し、継続して経営支援を受けている者
- (4) 食品衛生法等に基づく許可等が必要な商品を取り扱う場合は、必要な営業許可等を得ている者

- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により市における一般競争入札等（指名競争入札は、重要規定により当然含まれる。）の参加を制限されていない者
- (6) 米原市暴力団排除条例（平成 23 年米原市条例第 23 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者が経営または運営に関与していない者

(対象業種)

第 5 条 チャレンジショップ事業の対象となる業種（以下「対象業種」という。）は、日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に規定する小売業またはサービス業とする。ただし、次に掲げるものについては、対象業種としない。

- (1) チャレンジショップ内において調理を伴う食料品またはアルコール類を取り扱うものの。ただし、飲料品の保温程度は認めることとする。
- (2) 米原市庁舎管理規則（平成 17 年規則第 47 号）第 8 条各号に掲げる禁止行為に該当するおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反すると判断されるもの
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか市長が不適当と認められるもの

(利用申込)

第 6 条 チャレンジショップ事業の利用をしようとする者（以下「申込者」という。）は、チャレンジショップ事業利用申込書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に申し込まなければならない。

- (1) チャレンジショップ事業計画書（様式第 1 号別紙）
- (2) 利用希望日届出書（様式第 2 号）
- (3) 誓約書（様式第 3 号）
- (4) 承認書（様式第 4 号）
- (5) 営業許可証等の写し（第 4 条第 4 号に該当する場合のみ提出）
- (6) 前 5 号に掲げるもののほか市長が必要と認めるもの

(事業収益の取扱い)

第 7 条 チャレンジショップの運営により発生した収益および損失は、当該チャレンジショップ事業者に帰属するものとする。

(食中毒発生防止の徹底)

第 8 条 食中毒発生のリスクを下げるため、テイクアウトに適したメニューを選択し、販売商品を店頭に長く放置することなく、販売直前までクーラーボックスに入れておくなど、

適切な温度管理を実施すること。

(損壊等の届出)

第9条 チャレンジショップ事業者は、チャレンジショップ内の付属の設備または器具類を破損または汚損（以下「損壊等」という。）をしたときは、直ちに市長に報告しなければならない。

(損害賠償)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、チャレンジショップ事業者に対し、損害賠償を請求することができる。

- (1) チャレンジショップ事業者が故意にチャレンジショップ内の付属の設備または器具類を損壊等させたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか損害賠償の請求が相当であると市長が認めるとき。

(原状回復)

第11条 チャレンジショップ事業者は、チャレンジショップ事業が終了するまでにチャレンジショップを原状回復しなければならない。

(市の責任)

第12条 市は、チャレンジショップの使用により、チャレンジショップ事業者が被った損害またはチャレンジショップ事業者が第三者に与えた損害に対して、一切の責任を負わない。

(事業の中止等)

第13条 市は、チャレンジショップ事業者が公序良俗に反することとした場合などの理由により本事業を中止する必要が生じた場合は、事業を中止させることができる。事業が中止になった場合において、チャレンジショップ事業に損害が生じても、市は一切その責めを負わない。

- 2 チャレンジショップ事業者の都合によるキャンセルについては、事業実施日前までに市へ申し出ること。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、米原市長が別に定める。

付 則

この要領は、令和7年12月 日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

チャレンジショップ事業利用申込書

年　月　日

米原市長 様

申込者 住所・所在地
代表者名
電話番号

チャレンジショップを利用したいので、米原市チャレンジショップ事業実施要領第6条の規定により、次のとおり申し込みます。

1 店舗名	名称(屋号または法人名)		
2 対象者 (該当する□に レ点)	(1)	<input type="checkbox"/> 本市で起業を目指す者	
		<input type="checkbox"/> 本市で創業して3年以内の者	
		<input type="checkbox"/> 本市で創業している者であって新事業の展開による第二創業を目指す者	
		<input type="checkbox"/> 本市で創業している者であって新ブランド・新商品のプロモーションおよびテストマーケティングを行う者	
	(3)	<input type="checkbox"/> まいばら経営塾の受講修了書の交付を受けた者	
		<input type="checkbox"/> 米原市創業・新事業創出支援事業の補助金交付を受けた者	
		<input type="checkbox"/> 米原商工会に加入し、継続して経営支援を受けている者	
	(4)	<input type="checkbox"/> 食品衛生法等に基づく許可等が必要な商品を取り扱う場合は、必要な営業許可等を得ている者	
	3 現場責任者	氏 名	
		連絡先	携帯電話
FAX			
Eメール			

(添付書類)

- チャレンジショップ事業計画書（様式第1号別紙）
- 利用希望日届出書（様式第3号）
- 誓約書（様式第4号）
- 営業許可証等の写し（加工品を製造した施設における営業許可証等）
- 承認書（様式第5号）
- 啓発用のチラシ（店舗名、主なメニュー、価格などを記載したもの）

様式第1号別紙（第6条関係）

チャレンジショップ事業計画書

利用希望日	利用希望日届出書（様式第3号）のとおり
販売する商品等 の内訳	※具体的に記入してください。
電気、水道等の 使用	※当日使用するものに○をつけてください。 電気　・　水道　・　その他（ ）
備考	

様式第2号（第6条関係）

利用希望日届出書

年　月　日

米原市長様

申込者　代表者名

利用希望日	年　　月						
	①	月	日()	時	分	～	時
	②	月	日()	時	分	～	時
	③	月	日()	時	分	～	時
	④	月	日()	時	分	～	時
	⑤	月	日()	時	分	～	時
	⑥	月	日()	時	分	～	時
	⑦	月	日()	時	分	～	時
	⑧	月	日()	時	分	～	時
	⑨	月	日()	時	分	～	時
	⑩	月	日()	時	分	～	時
	年　　月						
	①	月	日()	時	分	～	時
	②	月	日()	時	分	～	時
	③	月	日()	時	分	～	時
	④	月	日()	時	分	～	時
	⑤	月	日()	時	分	～	時
	⑥	月	日()	時	分	～	時
	⑦	月	日()	時	分	～	時
	⑧	月	日()	時	分	～	時
	⑨	月	日()	時	分	～	時
	⑩	月	日()	時	分	～	時
	年　　月						
	①	月	日()	時	分	～	時
	②	月	日()	時	分	～	時
	③	月	日()	時	分	～	時
	④	月	日()	時	分	～	時
	⑤	月	日()	時	分	～	時
	⑥	月	日()	時	分	～	時
	⑦	月	日()	時	分	～	時
	⑧	月	日()	時	分	～	時
	⑨	月	日()	時	分	～	時
	⑩	月	日()	時	分	～	時

【記載要領】

- 1 1事業者の1か月当たりの最大利用日は、10日とします。
- 2 1日に申し込む時間は、最短1時間からとします。
- 3 利用希望日は、申請順に受け付けることとします。

様式第3号（第6条関係）

誓約書

私は、「米原市チャレンジショップ事業」の申込みに当たり、本事業の趣旨を理解するとともに、米原市が米原市暴力団排除徐冷の趣旨に則り、市の事務または事業から暴力団員または暴力団もしくは暴力団と密接な関係を有する者を排除していることを承知した上で、下記の事項について誓約いたします。

なお、米原市が必要と認める場合は、誓約の内容につき、滋賀県米原警察署に照会することについて同意します。

記

- 1 「米原市チャレンジショップ事業実施要領」の記載内容を承諾の上で申し込みます。
- 2 利用申込の要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、利用申込を取り下げます。
- 3 米原市から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 4 私は、次の各号のいずれかにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号）に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 5 上記4の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

年 月 日

米原市長 様

住 所

屋号または法人名

代表者名

生年月日 年 月 日

様式第4号（第6条関係）

承認書

年 月 日

米原市長様

米原市商工会
会長

米原市商工会が実施する経営相談の支援を継続的に受けている者として下記のとおり承認します。

記

承認を受ける者	住所・所在地	
	屋号または法人名	
	代表者氏名	
承認の理由		
担当経営指導員	氏名	